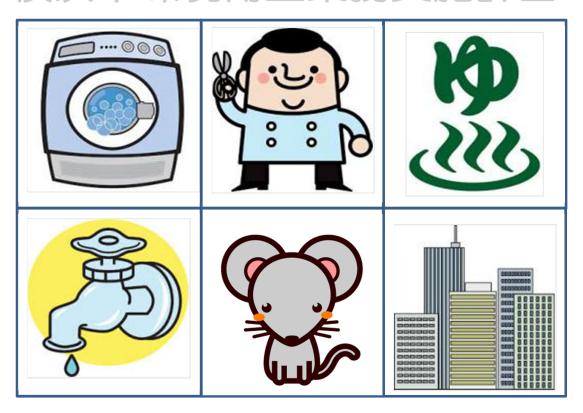
概要版

令和5年度

横浜市環境衛生業務実施計画



令和5年度の重点取組事項

- 1 レジオネラ症防止対策を推進します
- 2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策を推進します
- 3 公衆浴場・旅館業施設の浴場設備について施設ごとの実態に 応じた維持管理指導を行います
- 4 市内の専用水道・簡易給水水道から供給される水の衛生管理 の立入検査及び周知啓発を行います

横浜市



令和5年度 横浜市環境衛生業務実施計画の概要

重点取組事項

- ●レジオネラ症防止対策の推進
- ●インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進

<u>【蚊媒介</u>感染症対策】

【民泊施設の衛生対策】

- ●公衆浴場・旅館業施設の実態調査及び維持管理指導
- ●専用水道・簡易給水水道に係る立入検査及び周知啓発

監視指導業務

環境衛生関係施設の監視指導を行い、衛生を確保します。

- ●環境衛生営業施設(理容所・美容所、<u>ホテル、公衆浴場等(重点取組事項)</u>) の監視指導
- ●特定建築物・建築物登録業の監視指導
- ●専用水道・簡易給水水道の衛生対策(重点取組事項)、受水槽施設に対する指導
- ●家庭用品の試買検査
- ●住宅宿泊事業届出住宅の監視指導(重点取組事項)

感染症対策業務

衛生設備や衛生害虫等に起因する感染症の予防対策等を実施します。

- ●レジオネラ症防止対策 (重点取組事項)
- ●蚊媒介感染症対策(重点取組事項)

環境衛生関係の相談対応等業務

生活環境や住まいの衛生に関する相談に対応し、解決に向けた助言を行います。

- ●生活環境(ねずみ・衛生害虫、ハチ等)に関する相談
- ●住まいの衛生に関する相談
- ●災害時の生活用水衛生対策
- ●水害時の衛生対策

自主衛生管理の推進

環境衛生営業施設等の自主衛生管理を支援します。

- ●横浜市生活衛生協議会への支援
- ●優良施設等の表彰

調査業務

国や神奈川県からの依頼に基づき各種調査を行います。

- ●温泉実態調査
- ●海水浴場の水質等実態調査

令和5年度の重点取組事項

※詳細な内容は「令和5年度横浜市環境衛生業務実施計画」をご覧ください。

レジオネラ症防止対策の推進 1

令和4年度に改正施行した、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及び技術的管理指針 の周知啓発、関係施設の維持管理状況等の確認・指導を行います。

○病院への立入調査・配管等の確認指導

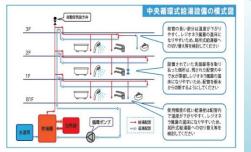
中央循環式給湯設備を有する病院に対して、その維持管理状況等を実態調査し、結果に 基づいて改善指導を行います。

○社会福祉施設や公共施設に対する周知啓発

高齢者施設や地域ケアプラザ等に対し、感染防止対策及び給湯設備等の維持管理の指導 を行います。



Oレジオネラ啓発パンフレット 「ストップ!! レジオネラ」



○中央循環式給湯設備の模式図 (「ストップ!! レジオネラ」より抜粋

インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進 2

【蚊媒介感染症対策】

蚊媒介感染症の発生防止のための啓発、調査を行います。

○蚊媒介感染症の予防に関する周知・啓発

チラシ配布、ポスター掲示、ホームページや公共交通機関へ のデジタル広告等を利用した啓発を行います。

〇蚊媒介感染症サーベイランス

市内公園等22箇所で、令和5年5月から10月に蚊の生息数 ・蚊媒介感染症ウイルスの保有状況を調査します。



啓発ポスター(B3サイズ)

【民泊施設の衛生対策】

適正な住宅宿泊事業の運営が確保されるよう、相談対応や立入検査による指導・助言を 行います。

○新規届出相談対応

法制度について説明し、届出が適正に行われるよう助言します。

○定期報告の適正な実施の確認

2か月に1回の報告が適正に行われているか確認・指導を行います。

〇届出住宅への立入検査

180 日制限を超過した宿泊が疑われる場合は、立入検査を実施し、適正な宿泊実績等 の確認・指導を行います。

3 公衆浴場・旅館業施設の実態調査及び維持管理指導

令和3年度に改正した公衆浴場法施行条例等に基づき、関係施設の入浴設備の維持管理等 が適切に行われるよう、必要な調査・指導を行います。

○浴槽水消毒方法の実態調査及び維持管理指導

地下水・温泉を利用する施設に対し、塩素系薬剤を用いた浴槽水消毒の実態調査を行い、調査結果に基づいた維持管理の指導を実施します。

○営業者の自主的な維持管理の指導

維持管理の指導をした施設を対象に、改善状況等の確認とともに、自主的な維持管理を継続して行うよう指導します。

4 専用水道・簡易給水水道に係る立入検査及び周知啓発

専用水道^{*1}及び簡易給水水道^{*2}について、立入検査等を実施し、水質悪化による健康被害を防止します。 | ※1 地下水や水道水を水源として大規模な建物に給水する水道施設

※2 地下水を水源とする水道施設のうち専用水道以外の施設

○専用水道・簡易給水水道の立入検査

施設等の変更有無や維持管理状況について確認します。

○適切な水質検査の実施指導

適切な年間水質検査計画を策定し、計画通り検査が行われているか確認します。

○簡易給水水道の管理状況検査受検指導

横浜市指定検査機関による管理状況検査の確実な受検を指導します。

〇水質検査委託状況の確認

適切な委託契約が行われているか確認し、必要に応じて指導します。

業務実施計画の実施機関

- 区福祉保健センター生活衛生課(保健所支所)環境衛生営業施設等の許認可や監視指導、感染症対策に関する調査や啓発を行います。また、環境衛生に関する相談に対応し、対策の助言等を行います。
- 医療局健康安全部生活衛生課(保健所) 監視指導や普及啓発に関する事業の企画・立案・調整を行います。 また、墓地、納骨堂に関する許可、温泉利用に関する許可、家庭用品の試買検査、住宅 宿泊事業の届出受付業務及び立入検査等を行います。
- 横浜市衛生研究所

横浜市における検査研究機関として、環境衛生関係施設で採水した検体の理化学・細菌検査や、水質事故等の原因究明の検査、家庭用品の検査等を行うとともに、保健所への技術的な支援を担います。

横浜市医療局生活衛生課 令和5年4月発行 電話 045-671-2456 FAX 045-641-6074 メールアドレス ir-seikatsueisei@city.yokohama.jp